

第3次山梨県食の安全・安心推進計画に係る主な取り組み(令和6年度)

資料1-2

基本的事項	施策	取組事項	令和6年度の主な取り組み	関係課室	
1 生産から消費の各段階における食の安全性の確保	(1) 生産段階における安全性の確保 (第16条、24条)	①安全・安心な農林畜水産物を生産するための監視・指導の充実	○ 農薬や動物・水産用医薬品の適正使用に関する技術指導及び啓発 ○ 放射性物質等の検査(出荷前農産物、野生きのこ、流通食品)	農業技術課、畜産課 林業振興課 等	
		②GAPや農場HACCP等の生産工程管理の普及・促進	○ GAP指導体制づくり、認知度向上のための研修会の開催 ○ やまなしGAPから国際水準GAPへの移行支援 ○ 畜産農場におけるHACCP導入支援	農業技術課、畜産課	
		③持続可能な農業生産に向けた取組の推進	○ 有機農業、減化学合成農薬・減化学肥料の推進のための実証ほの設置 ○ 4パーミル・イニシアチブ、アニマルウェルフェアの普及・啓発	農業技術課、畜産課	
		④各種認証制度等の運用	○ 「おいしい未来へやまなし」や「甲斐のこだわり環境農産物」等認証制度の運用と消費者への周知	果樹・6次産業振興課、 農業技術課、畜産課等	
	(2) 製造・加工・販売段階における安全性の確保 (第17条)	①製造・加工・販売段階における監視・指導の強化	○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ○ 給食施設に対する巡回指導、栄養士等に対する研修の実施	衛生薬務課、健康増進課、 保健体育課	
		②HACCPに沿った衛生管理体制の促進	○ 食品衛生監視指導計画に基づく講習会の開催	衛生薬務課 等	
	(3) 消費段階における安全性の確保 (第19条)	①食の安全・安心に係る各種相談	○ 「食品安全110番」や「食の安全・安心ポータルサイト」等の周知 ○ 「食品安全110番」や関係機関等における危害情報の受付	衛生薬務課 県民生活安全課 等	
	(4) 健康被害の未然防止 (第26条～29条)	①県民からの危害情報等に基づく立入検査や措置勧告の実施	○ 必要に応じて対応	県民生活安全課 衛生薬務課 等	
		②農林水産物の出荷制限の実施	○ 必要に応じて対応	県民生活安全課	
		③自主回収についての指導・相談対応	○ 必要に応じて対応	衛生薬務課	
	(5) 適切な施策実施のための調査研究の推進 (第15条)	①食品衛生確保のための調査研究	○ 食品衛生監視指導計画に基づいて実施	衛生薬務課	
		②安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究	○ 試験研究機関による栽培方法等の研究	農業技術課 食糧花き水産課 等	
	2 消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進	(1) 適正な食品表示の確保 (第20条)	①関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施	○ 食品の収去や買い上げ調査 ○ 関係機関と連携した食品表示合同調査	衛生薬務課 県民生活安全課
			②食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査の実施	○ 食品表示ウォッチャーからの疑義情報に基づく改善指導の徹底	県民生活安全課
			③原産地に関する情報提供の充実	○ 食品表示調査における食品販売業者に対する制度の啓発及び指導	県民生活安全課
(2) 食の安全に関する情報の収集と提供の推進 (第19条、28条)		①生産者や事業者の履歴情報の記録・保存の促進	○ 農薬や動物用医薬品の使用等に関する記録・保存の指導 ○ パンフレットの配布による啓発	農業技術課、畜産課 衛生薬務課	
		②各種トレーサビリティ制度の運用	○ 米トレーサビリティ制度の普及啓発 ○ 県産牛肉情報掲載ホームページの運用	県民生活安全課 畜産課	
		③食の安全に関する情報提供の推進	○ 「食品安全110番」や「食の安全・安心ポータルサイト」等の周知 ○ 「食品安全110番」や関係機関等における危害情報の受付	県民生活安全課	
3 生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立	(1) 生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進 (第22条)	①生産者・事業者と消費者との意見交換の促進	○ 食の安全・安心を語る会の開催	県民生活安全課	
	(2) 消費者理解の推進 (第22条)	①食に関する学習機会の提供	○ ふるさと特産品フェア、フェスタまきばの開催 ○ 高校生のあぐり体験事業の実施 ○ 有機農業に関するセミナーの開催	農政総務課、農業技術課等	
4 食の安全・安心確保のための体制整備	(1) 食の安全を担う人材の育成 (第11条)	①食の安全に係る専門的な知識を有する人材の育成	○ 栄養士、調理師、食生活改善推進員、保育所職員等への研修会の実施 ○ 農業管理指導士、農業適正使用アドバイザー認定講習会の開催	健康増進課 農業技術課 等	
		②地域の活動主体となる人材の育成	○ 食育推進ボランティア養成講座の開催	県民生活安全課	
	(2) 国や関係者と連携した取組の推進 (第9条、12条、13条、30条～32条)	①国、市町村、団体等との連携等	○ 国と連携した食品表示合同調査の実施 ○ 研修会等への講師派遣、研修会等を通じた情報交換・意見交換の実施	県民生活安全課等	
		②危機管理体制の整備等	○ 山梨県食の安全・食育推進本部の体制整備	県民生活安全課	
		③食の安全・安心に対して県民意見を反映できる体制整備	○ 食の安全・安心審議会の開催 ○ 県民からの施策提案の受付	県民生活安全課	